議案第１０６号

霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第200号）の一部を次のように改正する。

第２条の２第１号中「午前９時から午後10時」を「午前９時から午後６時」に改める。

別表中「420円」を「630円」に、「310円」を「460円」に改め、同表備考第４号中「次に掲げる」を「次のいずれかに該当する」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例のうち使用料に係る規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行うとともに、丸岡会館の利用実態に合わせ、開館時間の見直しを行うため、本条例の所要の改正をしようとするものである。